

つ  
い  
る  
か  
み  
す

# 協力会員を募集しています

## 会員登録

ういるかみすの趣旨を理解し、ご協力くださる方であれば協力会員として登録ができます。特に資格等は必要ありません。  
随時入会可能ですが社会福祉協議会が開催する養成講座を受講していただく必要があります。

※養成講座については、本会ホームページ及び広報紙「社協ニュース」「ボラマガ」にてお知らせします。

## 活動の紹介

利用会員のサービス依頼と協力会員の登録内容を考慮したうえで、コーディネーターから活動の依頼をします。

## 活動時の保険

活動中の事故（家財の破損、利用会員や協力会員のケガなど）に備え、「在宅サービス総合保険」に加入しています。

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会

URL : <http://kamisushakyo.com>  
E-mail : mail@kamisushakyo.com

### 神栖本所

〒314-0121  
神栖市溝口1746番地1  
TEL : 0299-93-0294  
FAX : 0299-92-8750



### 波崎支所

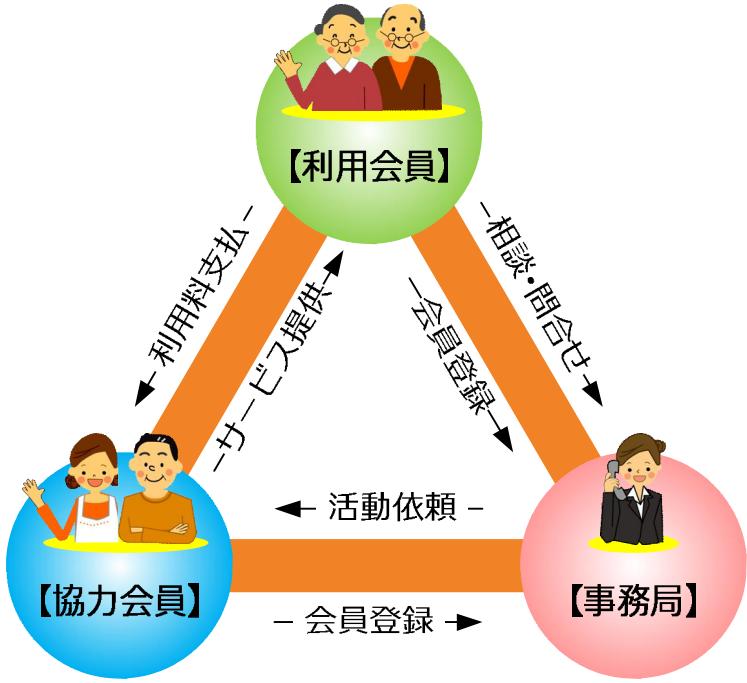
〒314-0343  
神栖市土合本町3丁目9809番地158  
TEL : 0479-48-0294  
FAX : 0479-48-1294



## ういるかみすについて

地域のみなさんの参加と協力により、誰もが住み慣れた家や地域で、安心して自立した生活が送れるよう援助する、会員制の住民参加型有償在宅福祉サービスです。

## ういるかみすのしくみ



## 会員になるには

社会福祉協議会へ会員登録が必要です。

### 利用・協力会員 年会費1,000円

#### ★利用会員(利用される方)

市内にお住まいのお手伝いの必要な高齢者や障害者世帯で、このサービスを必要とし利用したい方。

#### ★協力会員(協力してくださる方)

この事業に理解と熱意を持っている方  
※特別な資格は必要ありませんが、規定の講座を受講していただきます。

## サービスの内容について



【食事の準備等】



【掃除や洗濯等】



【買い物等】



【通院の付添い等】



【話し相手等】



その他ご相談に応じます。  
お気軽に  
お問い合わせ  
ください。

## ういるかみす Q&A

**Q1** 現在、介護保険の要介護認定は申請していません。  
介護保険サービスではなく、ういるかみすを利用したいのですが…。

**A** 原則、介護保険サービスの利用が優先となります。介護保険サービスが利用できる方で、ご希望のサービス内容が家事援助、身体介護の場合は、介護保険サービスを優先していただきます。

**Q2** 家族が同居している場合、ういるかみすは利用できますか？

**A** ご利用世帯の状況によります。家族が家事等をできない理由など、詳しい状況を事務局へお伝えください。

**Q3** 協力会員として活動を考えています。年齢制限などはありますか？

**A** 年齢制限は特に設けておりません。お気軽に事務局へお問い合わせください。

## サービスの利用について

- 1日何時間でも利用することができます。
- 家族や自分のスケジュールにあわせて利用できます。
- 毎日の利用もできます。曜日、日時指定の利用も可能です。

(日曜・祝祭日及び年末年始は除きます)

4. サービスは有料です。

午前9時～午後5時 1時間 700円  
上記以外 1時間 800円

(1回の活動につき別途交通費200円がかかります)

5. ういるかみすの活動にあたって、知り得た個人情報は他に漏らすことはありません。協力会員も十分承知しておりますので、安心してご利用いただけます。